

杉並区ほっと一息、介護者ヘルプ事業 実施事業者募集要項

区では、要介護高齢者等を在宅で介護している家族の方の休息を目的とし、介護者が行う日常的な家事の一部をホームヘルパーが代行する、ほっと一息、介護者ヘルプ事業を実施しています。

令和8年度の事業運営に当たり、派遣業務を受託する事業者を募集します。

1 業務概要

(1) 業務名

杉並区ほっと一息、介護者ヘルプ事業委託

(2) 履行場所

杉並区内

(3) 主な業務内容

① 対象者

区内に住所を有し、次の高齢者等を同居で在宅介護している家族

- ・介護保険「要介護1」以上の方
- ・介護保険「要支援1」「要支援2」の方で、認知機能の低下により日常生活に支障があり、支援が必要と認められる方

② サービス内容

介護者が行う日常的な家事等の代行（介護保険の訪問介護<生活援助>サービスに準じた項目）
(添付「サービスの対象になるもの、ならないもの」参照)

③ サービス提供時間等

サービスの提供時間は、原則として午前8時から午後6時までとし、1回の提供は1時間単位で最大6時間までとします。ただし、事業者と利用者の双方が同意した場合はこの限りではありません。

④ サービス提供方法

区が利用承認後、「ほっと一息、介護者ヘルプ利用券」（以下「利用券」という）を交付した利用者（以下「利用者」という）の依頼により、ホームヘルパーを派遣しサービスを提供します。

依頼を受ける際は、「利用券」の有無及び認定番号を確認し、サービス提供日時、サービス内容等を調整します。

サービス提供後、利用者から1時間につき1枚の利用券を回収します。

※「利用券」は発行年度に限り有効です。一家族につき年間最大24枚交付します。

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料

実施したサービスについて利用券回収枚数を月単位で合算し、回収した「利用券」1枚につき3,055円を支払います。

なお、委託料には、ホームヘルパー派遣に要する交通費、事前訪問等に要する経費、損害賠償保険の加入に要する経費、その他事業実施に必要な経費並びに消費税及び地方消費税を含みます。

2 受託要件

受託に当たっては、以下の全ての項の条件を満たしていることが必要です。

【裏面をご覧ください】

- ・ 杉並区内に事業所があること。
ただし、契約締結後、杉並区外へ移転しても当該年度は契約を継続することができる。
- ・ 介護保険法（平成9年法律第123号）による指定介護予防サービスまたは指定居宅サービスの訪問介護事業所の指定を受けていること。
- ・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当しないこと。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・ 法人の場合は、法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を、個人の場合は所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

3 申込方法

受託を希望する事業者は、次のとおり必要書類の提出をお願いします。

（1）提出書類

①受託申込書（別紙1）

同一法人（団体）の複数事業所で申し込みをする場合は、法人（団体）の代表者名で、事業所毎の受託申込書を提出してください。なお、契約は法人（団体）の代表者との契約になります。

②訪問介護・介護予防訪問介護に係る重要事項説明書の写し

※新規事業所と、昨年度から引き継ぎの事業所で、内容の改定があったところのみ提出してください。

（2）提出先

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1（西棟2階）

杉並区保健福祉部高齢者在宅支援課管理係

※ 提出は、原則として郵送でお願いします。未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。

（3）提出期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月16日（月）午後5時（必着）

4 受託者の決定

受託者として決定した事業者には、令和8年3月上旬までに郵送とメール（書式等）にてお知らせします。

問合せ先

杉並区保健福祉部高齢者在宅支援課管理係 田上、塚本

電話：03-3312-2111 内線3235

ファックス：03-5307-0687